

八街市地域公共交通協議会運賃協議分科会規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項の規定に基づき、同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、八街市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、八街市地域公共交通協議会運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 分科会は、規約第13条の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃等に関する事項を協議するものとする。

(委員)

第3条 分科会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 八街市長が指名する職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者を代表する者として市長が指名する者

2 分科会の委員は、独占禁止法に抵触しないよう、構成員を限定する。

(会長)

第4条 分科会に、会長を置き、前条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 分科会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

- 4 会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。
- 5 独占禁止法に抵触しないよう地域公共交通会議とは別に開催すること。
- 6 地域公共交通会議と連続して協議を行う場合は、地域公共交通協議の構成員を退室又は別室で行うこと。もしくは地域公共交通会議の開催前に構成員のみで協議を行うこと。
- 7 複数事業者の運賃を協議する場合には、1事業者毎に協議すること。
- 8 分科会の議案が緊急を要するもの及び、その他軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、書面により意見の聴取及び議決を行うことをもって分科会の会議に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、運賃分科会の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の報告)

第7条 会議において協議が整った事項について、会長はその協議結果を八街市地域公共交通協議会へ報告する。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、八街市総務部企画政策課において処理する。

(報償金及び費用弁償)

第9条 分科会の委員の報償金及び費用弁償は、規約第18条及び第19条の規定を準用する。ただし、交通会議と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

- 2 第6条の規定に基づき、分科会に出席した者の報酬及び費用弁償は前項に準ずるものとする。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年12月26日から施行する。

別表

関係条項	委員区分	委員
法第9条第4項第1号	市町村又は都道府県	八街市総務部長
法第9条第4項第2号	当該一般乗合旅客自動車運送事業者	バス事業者又は乗合タクシー事業者 ※協議対象によって異なる
法第9条第4項第3号	地方運輸支局長	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官
法第9条第4項第4号	市町村の長が住民の意見を代表する者として指名する者	八街市区長会